

# 公立大学法人山形県立保健医療大学学生顕彰規程

令和6年10月1日  
規程 第15号

## (趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則第37条及び山形県立保健医療大学大学院学則第33条の規定に基づき、山形県立保健医療大学の学生及び学生を構成員とする団体（以下「学生団体」という。）の顕彰について必要な事項を定めるものとする。

## (顕彰の基準)

第2条 顕彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体について行う。

- (1) 学術研究部門  
学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げた学生
- (2) 学業成績部門  
学業成績が特に優秀で、かつ、他の学生の模範となると認められる学部生
- (3) 課外活動部門  
課外活動において、特に優秀な成績を修めた学生又は学生団体
- (4) 社会活動部門  
ボランティア活動等の社会活動において、特に顕著な功績を残し社会的に高い評価を受けた学生又は学生団体
- (5) その他部門  
前各号と同等以上の功績等により、顕彰に値すると認められる学生又は学生団体

## (顕彰の名称)

第3条 前条各号に定める基準で授与される顕彰の名称は次のとおりとする。

- (1) 第1号関係のうち、最も顕著な業績を挙げた者にあつては、最優秀学生賞
- (2) 第1号関係のうち、特に顕著な業績を挙げた者、及び、第2号関係にあつては、優秀学生賞
- (3) 第3号から第5号関係にあつては、学生顕彰

## (推薦)

第4条 学科長及び研究科長は、第2条第1号又は第2号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、推薦書により学長に推薦することができる。

2 学生支援委員長は、第2条第3号から第5号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、推薦書により学長に推薦することができる。

## (顕彰の決定)

第5条 学長は、前条の規定による推薦があつたときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学生又は学生団体の顕彰を決定する。

## (顕彰の方法)

第6条 顕彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて記念品を贈呈することができる。

## (顕彰の実施)

第7条 顕彰は、第5条の規定により顕彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

2 最優秀学生賞及び優秀学生賞は年1回、学生顕彰は年2回行うものとする。

(事務)

第8条 学生及び学生団体の顕彰に関する事務は、事務局教務学生課において遂行する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の顕彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。